

「有機溶剤作業主任者能力向上教育」のご案内

兵庫労働局長登録教習機関
一般社団法人兵庫労働基準連合会

有機溶剤業務については、有機溶剤作業主任者の選任と概ね5年ごとに事業者による有機溶剤作業主任者の能力向上教育の実施が義務付けられています。(労働安全衛生法第19条の2)

また、平成26年11月1日から特定化学物質障害予防規則が改正され、クロロホルム等10種類の有機溶剤は、特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置(特別有機溶剤)が義務付けられました。

事業主は、作業主任者に対し、規則改正等最新の知識、情報を提供する義務があり、機械設備、原材料及び作業方法に変更があった場合、資格取得後一定期間作業から離れ、再び業務に従事されることになった場合などにも教育の必要があり、能力向上教育の実施が努力義務化されています。(労働安全衛生法第19条の2)

通達では、概ね5年ごとに実施しなければならないことになっていますので受講について事業者のご配慮をお願い申し上げます。なお、受講者には修了証を発行いたします。

平成30年度 第1回 有機溶剤作業主任者能力向上教育の開催について

- 1 開催日時 平成30年8月20日(月) 9:00~17:25
- 2 開催場所 マークラー神戸ビル4階/兵庫労働基準連合会講習会場
神戸市中央区雲井通4-2-2(中央区役所東隣)
- 3 対象者 : 「作業主任者」として業務に従事して概ね5年以上経過している方、及び「作業主任者技能講習修了者」資格取得後一定期間離れて再び業務に従事されている方、機械設備、原材料及び作業方法に大幅な変更があった場合など
- 4 定員 概ね100名 <5月10日から受付>
- 5 申込方法 <随時募集>(定員になり次第受付終了します。)



(1) 申込書によりお申込してください。先着順にて受付します。

申込書に必要事項を記入し、FAXにより申込んでください。

① 人数分の受講申込用紙と振込の案内を郵送します。

② 期限までに受講申込書の作成と受講料を振込んだ後、口座案内の下段の受講料振込み連絡票に記載及び返信用封筒に82円分の切手を貼り同封のうえ、郵送にてお送りください。

6 受講料等 (銀行振込となります。受講可能者には別途ご案内申し上げます。)テキストは当日に配布します。

・<兵庫県下労働基準協会 会員>受講料 ¥8,640-(税込) ・テキスト代 ¥2,160-(税込)

・< 会 員 外 >受講料 ¥9,720-(税込) ・テキスト代 ¥2,160-(税込)

※ 定員内として受領した受講料等は返却できません。また、同様に定員内で受領した受講料により次回以降の講習への繰り延べ受講も出来ませんので念のため付記します。

※注意：当日は、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、社員証など)を必ず持参してください。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。遅刻等で所定時間を受講しなかった場合は修了証を受けられません。また、早退、外出等で所定時間を受講しなかった場合も同様です。会場には使用できる駐車場はありません(單車等も停められません)。

◆提出いただいた個人情報は当連合会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用いたします。

	時刻	科目	範囲
能力向上カリキュラム	9:00~9:10	講習内容説明	
	9:10~11:10 (11:10~11:20休憩)	作業環境管理 (2時間)	1 作業環境管理の進め方 2 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 3 局所排気装置等の設置及びその維持管理
	11:20~12:20	作業管理(2時間)	1 作業管理の進め方 2 労働衛生保護具
	12:20~13:05	昼食	
	13:05~14:05	作業管理 (休憩)	1 作業管理の進め方 2 労働衛生保護具
	14:15~15:15	健康管理 (1時間)	1 有機溶剤中毒の症状 2 健康診断及び事後措置
	15:15~15:25	休憩	
	15:25~17:25	事例研究及び 関係法令 (2時間)	1 作業標準等の作成 2 災害事例とその防止対策 3 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令
	17:25~	修了証交付	

※担当者から受講者に受講票を渡される場合、案内図と時間割表もコピーをしてわたされるようお願いいたします。